

令和5年度 第6回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月23日（月） 10時00分～10時40分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 由幸 片山 智成 佐橋 洋一 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 山本 正仁

4 議題

- (1) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（答申）
- (2) その他

5 開 会

（指導官）

それでは、只今から令和5年度第6回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、出席委員の確認ですが、本日は、公益の三好委員からご欠席のご連絡をいただいております、前田委員は今ご不在の状況となっておりますが、定足数15名の内、13名の委員にご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たし、有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、安井会長、よろしく願いいたします。

6 議 事

- (1) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（答申）

（会 長）

皆様おはようございます。

本日もご多用の中、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、新しい委員も加わっていただいているということで新委員の方々には引き続きよろしく申し上げます。

ここへ来て、めっきり秋っぽくなってきたといえますか、急に冬がきたのかなというような感じの日もございます。朝夕の寒暖差が非常に大きく、体調を維持するのが非常に難しい状況でございます。引き続き体調管理には十分ご注意いただきたいと思っております。

今年の夏は本当に暑い日が続きまして、真夏日も最高を記録するとか色々な異常気象が続いているとのことですけれども、その中で、暑い夏、また、暑い日が続く10月にも三重県の最低賃金及び今回の特定（産業別）最低賃金の審議にお集まりいただきまして本当にありがとうございました。

本審の委員の皆様にもたくさん参加していただきましたし、本日は来られていない専門部会委員の皆様にも改めてここで感謝を申し上げます。

本日は専門部会での意見を聞き、最終的に三重県の特定（産業別）最低賃金の答申をさせていただくという審議会でございます。最後まで慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、只今から令和5年度第6回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。

先ず、資料が配布されておりますので、事務局の方から、順次説明をお願いしたいと思います。

(室 長)

お手元の方に資料をお配りさせていただいておりますので、説明をさせていただきます。

これは昨年度と今年度の最低賃金審議の経過を一覧として入れさせていただいております。ご覧いただきたいと思います。

上の方に三重県の地域別最低賃金、その下に3つの特定（産業別）最低賃金の経過を上げさせていただいております。

経過は、申出書受理日、必要性の諮問日、金額改正の諮問日、本年度の各専門部会の開催日、専門部会の結審日・報告日、本審答申日というような順に並べさせていただいております。

次に、2ページ以降に各専門部会の報告書の写しを付けてあります。

(会 長)

それでは、議題(1)の「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について」の審議の進め方でございます。先ず、各専門部会における金額改正の審議経過等を簡単に部会長等からご報告していただき、その後、個別に審議し結論を出していくというような形で進めたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

(会 長)

それでは、特にご異議がないようですので、そのような形で進めさせていただきます。

【① 電線・ケーブル製造業】

(会 長)

最初に電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の審議経過等について西川部会長からご報告をお願いします。

(西川部会長)

それでは、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告いたします。

9月14日の合同部会の後、10月6日、12日、17日と計4回の専門部会を開催いたしまして、熱心に委員の皆様にご意見を伺いいただきました。しかしながら、労使双方合意には至らず、公益案を提示いたしまして、使用者側反対での結審となりました。しかし、賛成多数で29円アップの時間額999円に至りましたことをご報告いたします。

(会 長)

ありがとうございました。

電線・ケーブル製造業最低賃金は、専門部会において、資料 2 ページ目の報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんか。

— 意見なし —

特に、ご意見・ご質問がないようですので、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 2 名、労側 5 名) 計 賛成 7 名

反対の方は挙手願います。

(使側 5 名) 計 反対 5 名

採決の結果、賛成多数につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思っております。

【② 電気機械器具製造業】

(会 長)

電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等につきまして恒岡委員から報告をお願いします。

(恒岡委員)

それでは、部会長に代わりましてご報告させていただきます。

電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告いたします。

9月14日の合同部会の後、10月2日、12日、18日と計4回の専門部会を開催させていただき、熱心なご審議を尽くしていただきました。その結果、全会一致で35円アップの時間額987円となりましたことをご報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

電気機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、資料 4 ページ目の報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんか。

— 意見なし —

特に、ご意見・ご質問がないようですので、電気機械器具製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 2 名、労側 5 名、使側 5 名) 計 賛成 12 名

採決の結果、全会一致につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思えます。

【③ 輸送用機械器具製造業】

(会 長)

輸送用機械器具製造業専門部会におけます審議経過等について西川部会長代理から報告をお願いします。

(西川部会長代理)

前田部会長に代わりましてご報告いたします。

輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてです。

9月14日の合同部会の後、10月4日、11日、18日と計4回の専門部会を開催いたしました。委員の先生方に熱心に金額検討をいただきました結果、全会一致で35円アップの時間額1022円となりましたことをご報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

輸送用機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、資料 6 ページ目の報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はありませんか。

— 意見なし —

特に、ご意見等ないようですので、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 2 名、労側 5 名、使側 5 名) 計 賛成 12 名

採決の結果、全会一致につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

それでは、各部会の報告書は、これで全て出そろいましたので、事務局の方で答申文(案)の用意をお願いします。

(指導官)

はい、承知しました。しばらくお待ちください。

(指導官、4階賃金室に作成に上がる)

— 前田茂樹委員審議会に到着 —

— 3業種に係る答申文(案)を会長に届ける —

— 3業種に係る答申文(案)各委員に配布 —

(会長)

ここに3業種の特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る答申文(案)を作成していただきました。

これらについて、一括して決定することにしたいと思います。事務局の方でよろしく願いいたします。

(指導官)

今回の答申文(案)につきまして、全部で3業種に係る答申文(案)をお配りさせていただきました。

読み上げは時間の都合により、電線・ケーブル製造業のみにさせていただきますと思います。

— 指導官 「答申文(案)」を朗読 —

(会長)

只今、事務局の読み上げは、電線・ケーブル製造業に限らせていただきましたが、同じような内容があと2業種続いております。

それぞれご覧をいただきまして、この3業種の答申について何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

— 意見なし —

特にご意見ないようですので、答申文(案)のとおり答申をさせていただくことでご異議ございませんでしょうか。

— 異議なし —

(会長)

よろしいですか。では、このように決定をさせていただきます。

冒頭の答申文(案)の(案)を取っていただきまして、労働局長の方に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文を手交 —

(会長)

只今、局長の方に答申文をお渡しいたしました。

局長からお言葉をいただくことにしたいと思います。局長よろしく願いします。

(局長)

お忙しい中、本年度第6回目の三重地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

先程、3業種の特定（産業別）最低金額改正に係る答申をいただきました。8月7日に金額改正の諮問をさせていただき、その後、業種別の専門部会において、慎重にご審議を重ねていただいたとお伺いしております。

非常に厳しい経済情勢の中、各委員の皆様がそれぞれのお立場でご苦勞された結果であると考えております。

安井会長をはじめ公労使委員の皆様には大変ご尽力を賜りまして、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

所要の事務手続き等を経て、12月21日からの効力発生に向けて処理を進めていきたいと思っております。

また、局はじめ県内で広く周知・広報を図っていきたくと思っておりますので、色々な場で皆様にご協力いただくことも多々あるかと思っておりますけれども、引き続きよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶・御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

（会 長）

局長、どうもありがとうございました。

では、労使の代表からご意見をいただきたいと思えます。まず、使用者側委員の方から如何でしょうか。

（中村委員）

先程答申の方をさせていただいたところでございます。今年は地賃もそうですし、この特定（産業別）最賃も非常に例年にならぬ審議だったのかなと思っております。

異例の物価高、原材料高等々による類を見ないと言っていいほどの高騰もあって、おそらく当県に限らず、他県もすでに出ているところもありますが、他県の状況を見ていまして特に今回の特定（産業別）最賃においては異例と言っていいほどの金額で妥結・結果を出されているところが多かったのかと思っております。

とは言いながらですが、地賃の方が本当に年々引き上げ額が非常に大きくなっていくところにおいて、当県に限らず他県もですが、埋没というような状況も出てきております。そんな中で、特に次年度は、8月31日に国からも1500円というような言葉も出ているようでございますので、来年以降も引き続き最低賃金自体が大幅に引き上がる予想がされる中においても、労使踏まえて次年度以降も特定最

低賃金の在り方自体も踏まえて、また審議の部分も踏まえて、考えていく必要があるのかと思っております。

各業界で厳しい状況であるというのは間違いなく、当然働いていただいている労働者の方々も急激な物価高騰を受けて本当に生計費が非常に厳しいことは十分我々も認識しているところではございますが、それ以上に我々経営者側というのは本当に厳しい、また、どの業界でも通ずることで今回審議の中でも話は出させていたこともあったのですが、例の2024年問題という部分、特に物流関係も踏まえ、そういう部分もあります。

今のウクライナもそうですし、イスラエルの問題もあります。世界情勢が不透明になってくる中で我々企業活動も本来は好循環というのが望まれると思いますが、兆しが見え始めるとどこかで足を引っ張られるという感じがあります。先週も、今回輸送でも審議させていただきましたが、トヨタさんがまた止まっているというようなこともあります。このような部分が最近多いなと懸念しておりますが、いずれにしましても、このような形で決着をつけさせていただきましたので、12月21日発効となりますので、使用者側としても遵守しながらなんとか厳しい中でも絞り出して支払いをしていく必要がありますので、その辺も踏まえて、周知も踏まえて頑張っていきたいと思っております。

また、引き続き、労働者側の皆様にもいろんなところでご協力いただきたいと思いますと思っております。

最後になりますが、本当に今回は各業種、例年以上の議論があったのかと思います。私の担当もかなり時間を引っ張らせていただきましたので、公労使短い期間ではありましたが、ご尽力いただいたことについて改めて感謝申し上げたいと思えますし、事務局の方もここまでサポートしていただきましたことに関して厚くお礼申し上げます。

簡単ではございますが、使用者側の意見とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

では、労側委員の方よろしく申し上げます。

(伊藤委員)

労働者側の伊藤でございます。

地賃の審議に引き続きまして、特定（産業別）最低賃金の審議にあたりましては、公益側、使用者側、そして我々労働者側の三者が真摯に議論いただいたことにお礼申し上げます。また、労働局の皆様も審議の進行をしていただいたことに心からお礼申し上げます。

今回は2月に意向表明させていただいたのは6業種のうち申し出が5業種、そして「必要性あり」が3業種となり、審議となりました。それぞれの立場で議論いた

いただきましたので、この席で労働者側の委員の意見を少しばかり発言の機会をお許しいただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

産業構造の変化でありますとか、労働力人口の減少に伴う産業間の人材確保競争の激化などを鑑みれば、むしろ特定（産業別）最低賃金の意義や必要性は高いと思っております。

さて、今回の交渉の過程におきましては、使用者側に対し、企業内最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の目的でありますとか、その役割を十分に説明し、労使の社会的責任について理解を求めました。その結果、答申の採決を見てもわかりますように今回昨年より労使間で共通する思いや方向性が互いに確認されたというふうに思っております。ただ、まだまだ労使で次なる課題に向かって議論し、乗り越えていかなければならないものだと思っております。

また、国内の産業においても三重県内の産業の役割でありますとか、責任ある位置付け、過去から積み上げて守られてきた産業全体の実績・信用、そして信頼を考えるならば、将来につながる賃金審議を引き続き進めなければならないと考えております。

そのためにも公労使で必要性の審議の時期でありますとか、審議委員の構成、また、審議会運営の進め方等についても議論することが必要ではないかと思っておりますのでございます。

労働者側としての意見として以上になります。

(会長)

ありがとうございました。

最後に改めて、公益を代表いたしまして私の方から一言ご挨拶をさせていただきます。

本当にこの物価高騰で様々なものが高騰する中、さらに、諸外国の情勢不安定という中での審議をしていただきました。労使の皆様には熱心なご議論いただきましたことを改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今年の審議結果につきましては、2業種につきましては、労使それぞれが全会一致という意見をいただいたことは、非常に大きな意味があったのではなかろうかなと思っております。1業種につきましては、使用者側の合意をいただくことができずに残念な結果になってしまいましたけれども、これも非常に熱心な議論を尽くしていただいて、最後のほんの少しの差が埋まらなかったのだらうと聞いております。

いつも申し上げさせていただきますけれども、各企業、各産業というのは、使用者・労働者だけで成り立っているものではございません。労使が一体となってそれぞれを盛り上げていただく、これが発展に繋がるものだと私は考えております。その労使が一致していくという過程において今回の結論はそれに近いものだと考えて

おります。今後、ますます厳しい状況が続くことは想像されますけれども、労使ともそれぞれ厳しい状況の中でお互いを思いあっていたきながら、各産業がさらに発展していただくことを希望する次第でございます。

最後になりましたが、専門部会を率いていただきました部会長には改めて感謝を申し上げますし、労使の皆様及び事務局の皆様につきまして改めて感謝を申し上げます。

本当にありがとうございました。

ほか、公益委員の方、何かございますか。

— 意見なし —

よろしゅうございますか。

(2) その他

(会 長)

それでは、その他について事務局から何かございますか。

(室 長)

はい、この後、次回、第7回最低賃金審議会の日程等についてでございます。

先程、答申をいただきましたので、これを受け「特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意見に関する公示を法第15条第3項に基づき、本日から11月7日（火）までを公示期間として掲示させていただきます。

その結果、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出が提出された場合は、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないことになっております。11月8日（水）の午前10時30分から異議審の開催を予定したいと思っております。

従来、異議申出はないようですが、もしあった場合に備えて、最低限の定足数を満たす必要がありますので、委員の総数の3分の2以上、又は、公労使委員の各3分の1以上出席していただかないと審議会が成立しません。お忙しいとは存じますが、調整の方を何卒よろしく願います。

異議申出が提出されなかった場合は、審議会を開く必要はございませんので、中止とさせていただきます、11月7日（火）の夕方（午後4時頃）に、事務局より電話で連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

異議審が中止となりますと、次回は、来年度の産業別最低賃金の申出の取扱いについて等を議題としまして、来年2月14日に最低賃金審議会の開催を予定しておりますので、日程調整の程、よろしくお願いいたします。以上です。

(会 長)

先程事務局からご案内いただきましたように異議の申し出がありましたら、11月8日午前10時半に審議会を開催させていただくことになります。日程確保のほうよろしくをお願いします。ただ、例年申し出があまりないということがございますので、ないということでしたら本日が今年の最後の審議会となってしまいます。

本日予定をしておりました議題は以上となります。

我々の任期は年度毎ですのでまだ来年2月14日お集まりいただきますけれども、この1年で考えれば今日が最後になるかもしれません。夏の暑い中、地賃の審議、さらに10月の特定（産業別）最低賃金の審議につきましてそれぞれの立場から熱心にご審議をいただきましたことに改めて感謝を申し上げまして、本日の審議会を終了とさせていただきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

（ 皆 ）

ありがとうございました。

以上